令和元年 12 月 24 日

適格消費者団体の認定の有効期間の更新について

下記の適格消費者団体につきまして、消費者契約法の規定に基づき、適格消費者団体として認定の有効期間の更新を認めましたので、お知らせします。

記

団体名　特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
（法人番号 7130005005215）

理事長　野々山　宏

住　所　京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 529 番地

差止請求関係業務を行う事務所の所在地
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 529 番地

申請日　令和元年 10 月 22 日

目　的　この法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、消費者契約における消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、各種消費者契約問題に関わる調査、救済、支援、情報提供等を通じて人権の擁護を図るとともに、出版・講演等を通じて社会教育の推進に寄与することを目的とする。（定款第３条）

活動実績　健康食品販売事業者に対する差止請求（優良誤認表示及び有利誤認表示）等

認定の有効期間の更新をした日　令和元年 12 月 24 日
（更新後の認定の有効期間は、令和７年 12 月 24 日まで）

以上

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者制度課
TEL ： 03(3507)8800（代表）
FAX ： 03(3507)9283